

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和26年法律第45号	
手続名	公益事業及び収益事業の停止命令	根拠条項	第57条	
処分基準	<p>公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その業務の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。</li> <li>2 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。</li> <li>3 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。</li> </ol> <p>処分に当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準</li> <li>2 平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領</li> <li>3 平成29年4月27日付け児企発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」を判断の指針とする。</li> </ol>			
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 長寿社会課	交付機関 長寿社会課	目次 No.